

認可地縁団体制度について  
(自治会等の法人化)

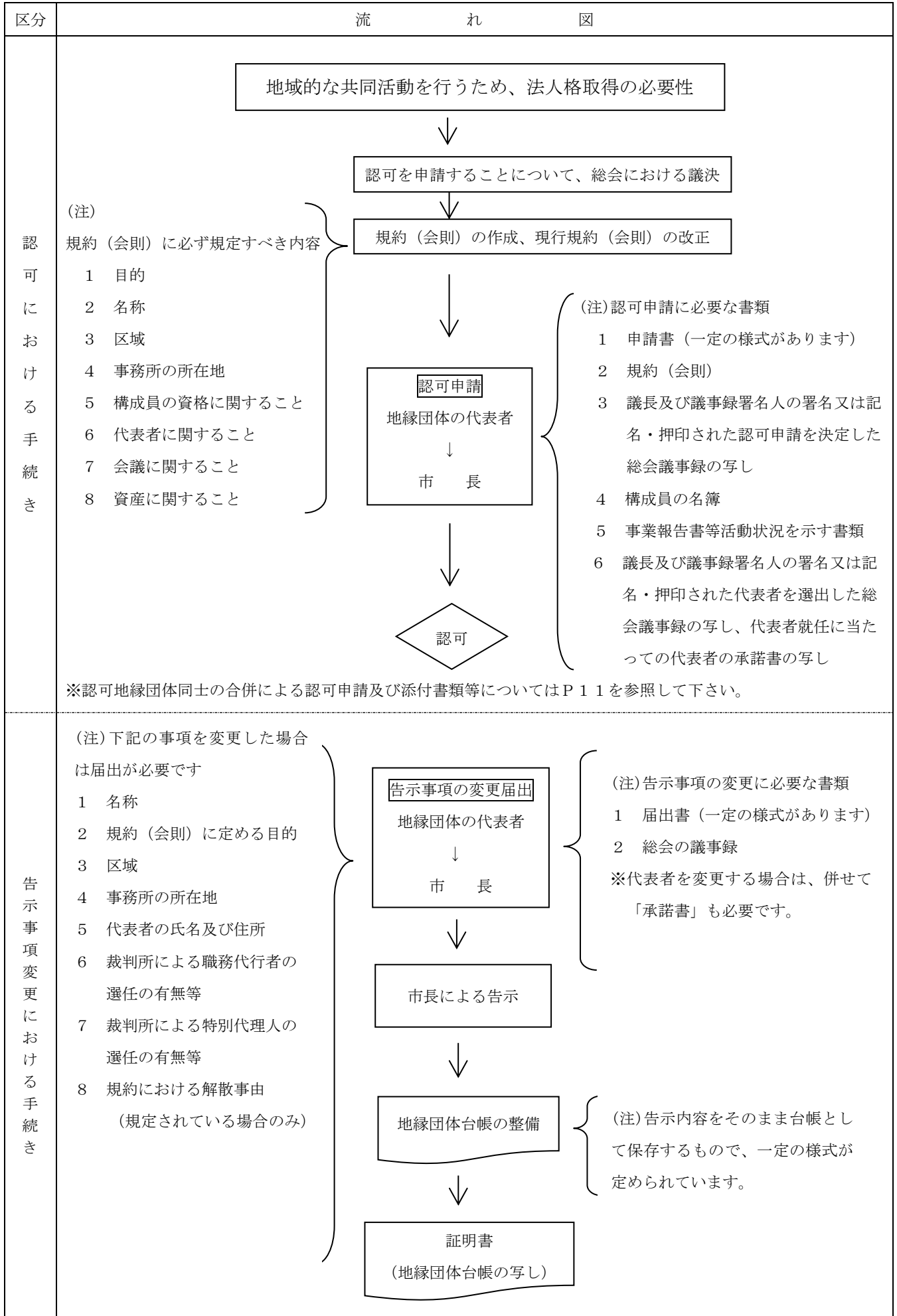
《令和5年(2023年)4月改訂》

——— 西 宮 市 ———

# 目次

地縁団体の認可（告示）手続きの流れ	1
1 制度の概要	2
2 認可の要件	4
3-1 認可の申請	7
3-2 認可及び告示	10
4-1 認可の申請（合併）	11
4-2 認可及び告示（合併）	12
5 登記手続	13
6 法人化に伴う税法上の主な取扱い	14
7 認可地縁団体証明書の請求	15
8 認可後の告示事項・規約（会則）の変更	16
9 認可の取消しと解散	17
10 認可地縁団体印鑑の登録・廃止等	18
（様式）認可申請書	22
（様式）認可申請書（合併）	23

# 地縁団体の認可（告示）手続きの流れ



## 1 制度の概要

自治会等住民自治組織が集会所の建物や土地などの不動産を所有していても、当該団体名義で不動産登記等できず財産上の問題を生じる場合があります。

こうした点に鑑み、平成3年4月に施行された地方自治法の一部を改正する法律において、住民自治組織を「地縁による団体」と位置づけ、一定の要件を具備したものについては、市長の認可により、法人格を取得し、不動産登記等法律上の権利義務の主体となることができるようになりました。

さらに、令和3年11月に施行された地方自治法の一部を改正する法律では、これまで現に不動産等を保有又は保有予定であることが認可の要件でしたが、法改正後は不動産等の保有及び保有予定の有無に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行う目的であれば市長の認可を受けることが可能となりました。

なお、地方自治法の一部改正によって認可地縁団体制度が見直されたのは次のとおりです。

1. 認可地縁団体の総会に出席しない構成員による表決権の行使の電子化（令和3年9月1日施行）
2. 認可地縁団体の認可の目的について不動産等の保有を前提としない（令和3年11月26日施行）
3. 認可地縁団体における書面又は電磁的方法による決議の規定の創設（令和4年8月20日施行）
4. 認可地縁団体の解散に伴う、清算人による債権者に対する債権の申出の催告に関する公告の回数  
（令和4年8月20日施行）
5. 認可地縁団体同士の合併の規定の創設（令和5年4月1日施行）

(法第260条の2第1項)

「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。」



## 2 認可の要件

市長による認可は、団体の代表者が行う所定の申請に基づいて行われますが、次の要件を満たす必要があります。

- (1) その区域の住民相互の連絡、環境整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

(説明)

ア 「地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動」とは、たとえば回覧板・会報等の住民相互の連絡、清掃・美化活動、防災・防火活動、交通安全・防犯活動、趣味・レクリエーション等文化活動、盆踊り・お祭り等行事、集会所の維持管理などがありますが、その活動内容がスポーツ活動のみや特定分野に限られている場合は、この要件を満たすものではありません。

イ 「地域的な共同活動を行うこと」を目的としているか否かは、団体の規約（会則）に掲げられている目的により判断します。

ウ 「現にその活動を行っていることと認められていること」は地縁による団体の活動の実績を示す書類等により確認します。

- (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

(説明)

「区域」は、その地縁による団体の構成員のみならず、市内のその他の住民にとっても容易にその区域が認識できる区域であることが必要です。

- (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

(説明)

ア 地縁による団体の構成員は、「区域に住所を有する」個人で、区域に住所を有すること以外には年齢、性別、国籍等の条件はつけられません。

イ 構成員はあくまで「区域に住所を有する」個人に限られますので、区域外の住民は構成員になることはできません。また、世帯を構成員の単位にすることもできません。

ウ 構成員は、自然人たる個人に限られます。ただし、区域内に住所を有する法人、組合等の団体を、その団体の意思決定に参画できない賛助会員とすることは差し支えありません。

エ 地縁による団体の連合体については、この要件を満たすものではありませんが、連合体と称していても構成員が個人により組織されているものは、その対象となります。

オ 「相当数の者」とは、一般的にはその区域の全住民のおおむね過半数とされています。

カ 「現に構成員となっていること」は、構成員の住所が記載された構成員の名簿により確認します。

- (4) 規約（会則）を定めていること。

(説明)

規約（会則）には、次の事項を定めていることが必要です。

ア 目的

「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨を記載するものです。団体の権利能力の範囲を明

確にする程度に活動内容をできるだけ具体的に定めてください。

イ 名 称

既存の法人等の名称と誤認されることがないように留意してください。

ウ 区 域

その区域が、客観的に明確になるよう定めてください。

エ 事務所の所在地

事務所とは、地縁による団体について設けられた主たる事務所をいい、集会施設などが一般的ですが、その所在地が地縁による団体の住所となります。

オ 構成員の資格に関する事項

区域に住所を有する個人がすべて地縁による団体の構成員になりうること及び正当な理由がないかぎり区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを必ず定めておく必要があります。

また、加入及び脱退に関する規定も定めてください。

カ 代表者に関する事項

代表者の選出方法、任期及び権限並びに代表者に委任する事務等を定めてください。代表者は1人です。

キ 会議に関する事項

地縁による団体の通常総会及び臨時総会の招集方法、議決方法及び議決事項等を定めてください。

ク 資産に関する事項

資産の構成や取得、管理、処分の方法等を定めてください。



### 3-1 認可の申請

#### (1) 認可申請にあたって

認可申請を行う場合は、総会での議決を必要とします。なお、規約（会則）の整備が必要な場合は、申請に先だって改正して下さい。

#### (2) 申請手続

##### ア 申請書類等

(ア) 「認可申請書」 《様式は別紙のとおりです》

(イ) 「規約（会則）」

(ウ) 「認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類」

認可を申請する旨決定した総会の議事録で、議長及び議事署名人が署名又は記名・押印したものの写しをいいます。

(エ) 「構成員の名簿」

構成員全員の氏名及び住所が記載されたものです。

(オ) 「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類」

活動の実績を示すもので、過去の事業報告書及び決算書ならびに当該年度の事業計画書、予算書をいいます。

(カ) 「申請者が代表者であることを証する書類」

申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録で、議長及び議事録署名人が署名又は記名・捺印したものの写しと、申請者が代表者になることを受諾した旨の承諾書で本人の署名のあるものをいいます。

(キ) 「裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者の選任されている場合は、その氏名及び住所）を記載した書類」

「裁判所による代表者の職務執行の停止」及び「職務代行者の選任」は、民事保全法に基づき行われたものです。この書類は、その旨を記載し、代表者及び他の役員が署名又は記名・押印したものでかまいません。

(ク)「代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）を記載した書類」

※申請時に、不動産又は不動産に関する権利等を保有している団体は、地方自治法260条の4第1項の規定により、財産目録を作成し、常に主たる事務所に備え置かなければならないことになっています。

なお、地縁による団体の所有であれば、不動産登記簿等に代表者の個人名義や役員の名義で登記がなされているものも含まれます。



認可地縁団体となることができない団体

項目	認可地縁団体となることができない団体	団体（例）
1. 目的	(1) <u>特定の目的のために結成された</u> 団体	趣味を目的とした同好会等
	(2) <u>政党に関する事項を目的に掲げる</u> 団体	
2. 構成員	(1) 一定区域の住民 <u>すべてが</u> 、構成員になれない団体	<u>世帯主のみを構成員としている</u> （構成員とする旨を規約等に規定している）自治会
	(2) 一定区域に住所を有する以外に、年齢、性別等特定の要件を有する団体	① 老人会 ② 婦人会
	(3) <u>「個人」</u> を構成単位としない団体	① <u>「単位自治会」</u> を構成単位とする団体 ② <u>「法人※」</u> を構成員とする自治会
	(4) <u>区域外の住民</u> を構成員とする団体	区域として定めている地域以外の住民※を構成員としている自治会
	(5) <u>正当な理由なくして</u> 、加入を拒む団体 (注)正当な理由として認められるのは、 <u>極めて例外的な場合に</u> 限られます。	当該地域に居住しているにもかかわらず、住民同士の不和等により、一部の住民を構成員としない自治会
3. 代表者	<u>代表者が2人以上</u> いる団体	理事数人が各自代表権を行使する自治会
4. 会議の議決	構成員のうち、 <u>議決権を有する者が限定</u> されている団体	<u>特定の者のみ</u> が議決権を有する自治会

※ 「区域外の住民」や「法人」は、賛助会員（賛助を目的とするのみで議決権を有しない会員）となることはできません。

## 3-2 認可及び告示

### (1) 認可

申請により、認可要件を満たしていると認められる場合は、地縁による団体として認可します。

### (2) 告示

認可したときは、次の事項について告示します。

市から認可地縁団体には、その旨文書により通知します。

ア 名称

イ 規約（会則）に定める目的

ウ 区域

エ 事務所

オ 代表者の氏名及び住所

カ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者の選任されている場合は、その氏名及び住所）

キ 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

ク 規約（会則）に解散の事由を定めたときは、その事由

ケ 認可年月日

### (3) 留意事項

ア 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとして構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはなりません。また、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではなりません。

イ 認可地縁団体に対して、市長は一般的監督権限を持ちません。認可の前後で、市と団体との関係はもちろん、その団体の性格も変わりません。

## 4-1 認可の申請(合併)

認可地縁団体同士が合併する場合は、各認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、市長に届け出てください。

(ア)「認可申請書」 《様式は別紙のとおりです》

(イ)「規約(会則)」

合併後存続する認可地縁団体又は、合併により設立する認可地縁団体のもの

(ウ)「認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類」

各認可地縁団体での認可を申請する旨決定した総会の議事録で、議長及び議事署名人が署名又は記名・押印したものの写しをいいます。

(エ)「構成員の名簿」

合併後の認可地縁団体の構成員全員の氏名及び住所が記載されたもの。

(オ)「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行なうことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類」

活動の実績を示すもので、過去の事業報告書及び決算書ならびに当該年度の事業計画書、予算書をいいます。

(カ)「合併しようとする各認可地縁団体の規約」

(キ)「申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類」

申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録で、議長及び議事録署名人が署名又は記名・捺印したものの写しと、申請者が代表者になることを受諾した旨の承諾書で本人の署名のあるものをいいます。

## 4-2 認可及び告示(合併)

### (1) 認 可

申請により、認可要件を満たしていると認められる場合は、地縁による団体として認可します。

### (2) 告 示

認可したときは、次の事項について告示します。

市から認可地縁団体には、その旨文書により通知します。

ア 合併後の認可地縁団体の名称

イ 合併後の認可地縁団体の規約（会則）に定める目的

ウ 合併後の認可地縁団体の区域

エ 合併後の認可地縁団体の主たる事務所

オ 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所

カ 合併後の認可地縁団体の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者の選任されている場合は、その氏名及び住所）

キ 合併後の認可地縁団体の代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

ク 合併後の認可地縁団体の規約（会則）に解散の事由を定めたときは、その事由

ケ 合併後の認可地縁団体の認可年月日

コ 合併前の各認可地縁団体の名称

サ 合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

## 5 登記手続

認可地縁団体は、法律上の権利義務の主体として、法人格を有することになり、団体名義で不動産登記等を行うことができます。

不動産の登記申請は、法務局で行うこととなりますが、所有権の保存登記等の申請に必要な地縁団体の証明については「認可地縁団体証明書交付申請書」を市長に提出して、証明書の交付を受けてください。（別記7「認可地縁団体証明書」の項を参照してください。）

登記申請に関する費用（登録免許税等の諸費用）は、地縁団体の負担となります。なお、団体の代表者等の名義で登記していた不動産について、その団体の名義に移転する場合は、その登記原因は「委任の終了」となります。

なお、必要書類や手続きの詳細等については、法務局でご確認下さい。



## 6 法人化に伴う税法上の主な取扱い

法人税法等においては、公益法人とみなされますが、その取扱いは次のとおりです。詳しくは税務署等にお問い合わせ下さい。

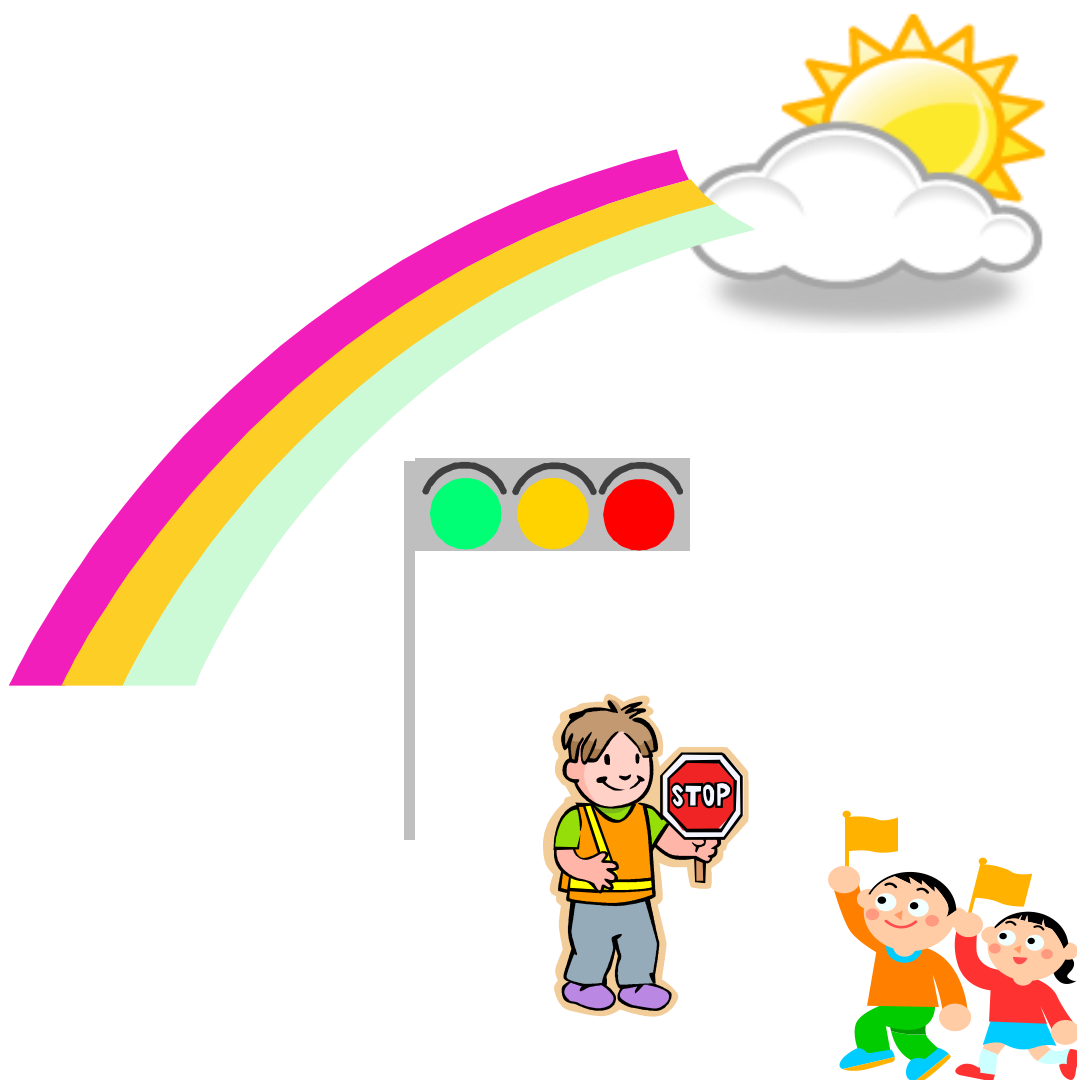
税 目		認可地縁団体の認可を受けた法人	
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
国 税	法人税	非課税	課税
	登録免許税	課税	課税
県 税	法人県民税	均等割のみ課税 減免措置	課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	減免措置	課税
市 税	法人市民税	均等割のみ課税 減免措置	均等割に法人税額（所得割額） 課税
	固定資産税	固定資産税の評価額で課税 減免措置	固定資産税の評価額で課税 減免措置



## 7 認可地縁団体証明書の請求

誰でも、市長に対し、認可地縁団体の告示した事項に関する証明書（認可地縁団体証明書）の交付を請求することができます。

交付手数料は1通につき300円です。



## 8 認可後の告示事項・規約(会則)の変更

### (1) 告示事項の変更

告示された事項(3-2(2)ア~ク)に変更があったときは、認可地縁団体の代表者は速やかに変更があった旨を証する書類を添えて、「告示事項変更届出書」を市長に届け出てください。

変更事項については、その内容について市長が遅滞なく告示します。

### (2) 規約(会則)の変更

規約(会則)は、別段の定めがあるときを除いて、総構成員の4分の3以上の同意があつて変更することができますが、その効力は市長の認可を受けて生じるものです。

規約(会則)を変更された場合は、「規約変更認可申請書」に変更の内容及び理由を記載した書類並びに変更を総会で議決したことを証する書類(総会の議事録の写し)を添えて市長に申請してください。

認可しましたら、認可地縁団体には市からその旨文書により通知します。

規約(会則)の変更が告示事項の変更を伴う場合は、規約(会則)の変更の認可後、上記(1)の手続きが必要となります。

## 9 認可の取消しと解散

### (1) 取消し

市長は、認可地縁団体が認可要件のいずれかを欠くこととなったとき又は不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すことがあります。

### (2) 解散等

ア 次の事由によって解散します。

(ア) 規約（会則）に定める解散事由の発生

(イ) 破産

(ウ) 認可の取消し

(エ) 規約（会則）に特段の定めのある場合を除いて、総構成員の4分の3以上の承諾のある総会の決議

(オ) 構成員の欠亡

イ 解散した場合は市長に遅滞なくその旨を届け出てください。

ウ 解散した場合や清算終了の場合には告示されます。

エ 破産宣告の請求を怠ったときや、清算時の債権申出の公告及び破産宣告請求時の公告を怠ったときは、過料に科されることがあります。

## 10 認可地縁団体印鑑の登録・廃止等

### (1) 概 要

認可地縁団体においては、その認可地縁団体の印鑑の登録及び証明は市長が行うこととされています。

### (2) 印鑑の登録

#### ア 登録資格

登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者です。ただし、次の者が選任されている場合は当該者となります。

資 格	説 明
職務代行者	代表者の選任決議無効の訴え等により裁判所により選任
仮 理 事	代表者が欠けた場合に利害関係人又は検察官の請求により裁判所により一時的に選任
特別代理人	法人と代表者の間に利害相反行為がなされる場合に法人の利益を犠牲にする恐れを防止するため利害関係人又は検察官の請求により裁判所により選任
清 算 人	清算法人において代表者に相当する者

## イ 登録印鑑

登録できる印鑑は1団体1個です。ただし、次に掲げる印鑑を除きます。

- (ア) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (イ) 印影の大きさが1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの又は1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの
- (ウ) 印影を鮮明に表しにくいもの
- (エ) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名、氏若しくは名のいずれも表されていないもの
- (オ) 他の認可地縁団体の代表者等が既に登録している印鑑又は他の認可地縁団体の代表者等が既に登録している印鑑にその印影が著しく類似しているもの
- (カ) 個人印鑑と同一のもの
- (キ) その他市長が認可地縁団体印鑑として適当でないと認めるもの

## ウ 登録の申請

「認可地縁団体印鑑登録申請書」により、代表者自らが申請してください。  
申請者欄の印は、代表者が市に登録している印鑑を押印してください。

- 〈添付書類等）
- ・登録しようとする認可地縁団体印鑑
  - ・代表者が市に登録している印鑑及び印鑑登録証明書

登録原票には、印鑑の印影の他、次の事項が登録されます。

- (ア) 登録番号
- (イ) 登録年月日
- (ウ) 認可地縁団体の名称
- (エ) 認可地縁団体の事務所の所在地
- (オ) 認可地縁団体の認可年月日

(カ) 登録者の登録資格

(キ) 登録者の氏名

(ク) 登録者の生年月日

(ケ) 登録者の住所

(コ) その他登録及び証明に関して必要な事項

### (3) 登録印鑑の証明

「認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書」により、代表者自らが申請してください。なお、申請者が代表者等であることを確認するため、公的機関が発行する顔写真が付いている運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等が必要です。また、証明手数料は1通につき300円が必要です。

### (4) 登録の廃止等

#### ア 登録の廃止

登録を廃止するときは、「認可地縁団体印鑑登録廃止申請書」により代表者自らが申請してください。申請者欄の印は、代表者が市に登録している印鑑を押印してください。

登録印鑑を改印する場合も、いったん廃止手続きが必要となります。

#### イ 登録印鑑の亡失

登録印鑑を亡失したときは、「認可地縁団体登録印鑑亡失届出書」により、代表者自らが届出てください。申請者欄の印は、代表者が市に登録している印鑑を押印してください。

添付書類等（ア・イとも） ・代表者が市に登録している印鑑  
・印鑑登録証明書

\*登録印鑑は、亡失することがないように厳重な管理をお願いします。

## ウ 登録の抹消

次の場合、認可地縁団体印鑑登録は抹消されます。

(ア) 上記ア、イによる申請等があったとき

(イ) 団体が解散したとき

(ウ) 団体の名称、代表者等の氏名の変更により登録印鑑として適当でないと認められたとき

(エ) その他抹消すべき事由が生じたとき

## (5) 登録事項の修正

登録事項のうち、認可地縁団体の名称、事務所の所在地又は代表者の氏名、住所に変更があった場合は、二重届出を防止する観点から、認可地縁団体の告示事項の変更の届出により、職権で登録事項を修正することとなっています。

(認可地縁団体の名称及び代表者の氏名の変更の場合は、登録の抹消に該当するときもあります。)

## (6) 代理申請等

上記の申請等の手続きについては、本人申請主義をとっていますが、認可地縁団体として代理人を選任している場合は、委任状により当該代理人が申請等を行うことができます。



年 月 日

西宮市長 様

認可を受けようとする地縁による  
団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名 印

住 所

### 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する  
権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約（会則）
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っ  
ていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

以 上



年 月 日

西 宮 市 長 様

認可地縁団体甲

合併しようとする認可地縁団体の  
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

認可地縁団体乙

合併しようとする認可地縁団体の  
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

### 認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 39 第 3 項の規定により、合併の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

### 記

- ・ 合併後の認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地  
名 称  
所在地
- ・ 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所  
氏 名  
住 所
- ・ 合併により消滅する認可地縁団体の名称  
名 称

(別添書類)

- 1 合併後の認可地縁団体の規約（会則）
- 2 合併の認可を申請することについて合併をしようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
- 3 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行なうことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- 6 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

以 上

